

## 県外の医療機関・助産所で妊婦・乳児健康診査を希望される方へ

里帰り出産などで県外の医療機関・助産所で健診を受ける場合は、受診前に手続きをしていただくことで、受診後に助成金を指定口座にお振込みすることができます。

### 受診前の手続き

☆ 使用予定の受診券と申請書を、「こども家庭課」または各支所へ提出してください。

### 受診後の手続き

☆ 受診の際に、医療機関で健診料金の領収書を必ず受け取ってください。

☆ 受診後は 40 日以内(複数回分をまとめる場合は最終受診日から起算)に助成申請書を記入し、領収書の原本と明細書(他で使用される場合は申請時に申し出てください)、母子健康手帳の健診結果のコピーを添えて提出してください。(この時には郵送でもかまいません)

※記入部分を訂正される場合には申請印と同じ印鑑で訂正印を押してください。

☆ 何らかの理由で 40 日以内(複数回分をまとめる場合は最終受診日から起算)に申請できなかった場合、遅延理由書を提出していただく必要があります。

☆ 助成する金額は、東広島市妊婦・乳児健康診査助成事業実施要綱に基づき、基準額と領収証の額(保険外負担)を比較して、低い方の額となります。

### 健康診査基準額(平成 30 年度)

#### <医療機関>

・ 妊婦一般健診検査券	12,040 円	(参考金額※)
・ 妊婦一般健診補助券	6,020 円	(参考金額※)
・ 子宮頸がん検診受診券	3,400 円	(参考金額※)
・ クラミジア検査受診券	2,040 円	(参考金額※)
・ 新生児聴覚検査	2,840 円	(参考金額※)
・ 乳児一般健康診査受診券	6,100 円	(参考金額※)

◆乳児一般健康診査受診券は、やむを得ず生後 3 か月以降に、県外の医療機関で健診を受けられる場合に償還払いの手続きを行うことができます。

#### <助産所>

・ 妊婦一般健診補助券	3,500 円	(参考金額※)
-------------	---------	---------

※助成金額は変更となる可能性があります。ご了承ください。

※平成30年4月1日以降の受診がこの金額となり、それ以前の受診は前年度の金額になります。

☆ 申請が適切と認められた場合は助成決定通知書を送付し、指定の口座に振り込みます。申請月の翌月に振り込む予定です。

口座は申請者本人名義のものを指定してください。本人名義の口座がない場合は、新たに口座を作っていただくか、委任状が必要です。

### 【問い合わせ先】

- ・ 東広島市 こども家庭課 母子保健係  
〒739-8601 東広島市西条栄町 8 番 29 号(本館 2 階)  
Tel(082)420-0407 Fax(082)424-1678
- ・ 黒瀬支所 福祉保健課 Tel(0823)82-0220
- ・ 豊栄支所 地域振興課 Tel(082)432-2563
- ・ 河内支所 地域振興課 Tel(082)437-1109
- ・ 安芸津支所 福祉保健課 Tel(0846)45-2065